

第百九十八回国参議院文教科学委員会會議録第十四号

令和元年六月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十八日

辞任

小川 敏夫君
徳永 エリ君

補欠選任

蓮 舫君
大島九州男君

六月十九日

辞任

赤池 誠章君
北村 経夫君
浜田 昌良君

補欠選任

藤本 眞也君
衛藤 晟一君
山本 博司君

六月二十日

辞任

衛藤 晟一君
橋本 聖子君
水落 敏榮君
大島九州男君
山本 博司君

補欠選任

自見はなこ君
元榮太一郎君
佐藤 啓君
足立 信也君
浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上野 通子君

石井 浩郎君

江島 潔君

神本美恵子君

吉良よし子君

委員

今井絵理子君

小野田紀美君

大野 泰正君

佐藤 啓君

自見はなこ君

第六部

文教科学委員会會議録第十四号 令和元年六月二十日【参議院】

元榮太一郎君
蓮 舫君

足立 信也君

伊藤 孝恵君

山本 太郎君

新妻 秀規君

浜田 昌良君

高木かおり君

松沢 成文君

衆議院議員

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

文部科学委員長
代理

元榮太一郎君

蓮 舫君

足立 信也君

伊藤 孝恵君

山本 太郎君

新妻 秀規君

浜田 昌良君

高木かおり君

松沢 成文君

柴山 昌彦君

戸田 浩史君

柴山 昌彦君

戸田 浩史君

柴山 昌彦君

戸田 浩史君

柴山 昌彦君

戸田 浩史君

柴山 昌彦君

戸田 浩史君

○委員長(上野通子君) この際、柴山文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。柴山文部科学大臣。

○国務大臣(柴山昌彦君) 当委員会における五月二十一日の神本美恵子議員の御質問に対する答弁において、沖縄県教育委員会が県民投票に係る模擬投票を生徒に指導する際の注意喚起を学校に通知した件に関し、沖縄県教育委員会から入手した文書を基に、一月三十日に連絡票を送付した後、改めて二月四日に通常の選挙に準じた指導をお願いする旨のファクスがなされているとの発言をいたしました。当該依頼はファクスにて通知されたものでは、沖縄県教育委員会が二月四日に主催した定数内示等に関する校長説明会において口頭にて発言したものでした。

ここに、さきの発言を訂正し、おわび申し上げます。

○委員長(上野通子君) 学校教育の情報化の推進に関する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(盛山正仁君) ただいま議題となりました学校教育の情報化の推進に関する法律案につきましまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、情報通信技術であるICTを活用した教育について、教育の質の向上や教育格差の是正に果たす役割が注目されており、地方公共団体や学校においては、ICTを活用した学習活動の充実に向けた様々な取組が行われてきております。ICTについては、時間的、空間的制約を超えること、双方向性を有すること等がその特性とされて

おり、学校においても、このような特性を効果的に活用し、子供たちの興味、関心を高め、理解しやすい授業等を実現することが重要であります。

この点、学校教育法が昨年改正され、本年四月から新たにデジタル教科書の使用が認められるようになったことから、今後は、デジタル教科書の活用により、子供たちの理解が進むとともに、多様な学習ニーズへの対応が期待されることと

す。

その一方で、ICTの活用を進めるに当たっては、授業での効果的な利用が期待される質の高いデジタル教材が不足していること、ICT機器の整備や校内ネットワーク等の構築にコストが掛かり、地域によってその整備状況に差異が生じていること等が課題となっております。

そこで、本案は、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、学校教育の情報化の推進に当たつての基本理念として、ICTの特性を生かし、児童生徒の能力、特性等に応じた教育や双方向性のある教育等の実施による知識及び技能の効果的な習得、デジタル教材による学習とデジタル教材以外の学習を組み合わせた等の多様な方法による学習の推進、家庭の経済的な状況等に関わりなく、全ての児童生徒が学校教育の情報化の恵沢を享受できること等を定めることとしております。

第二に、学校教育の情報化の推進に関し、国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を定めるとともに、政府は、学校教育の情報化の推進に関す

る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬこととしております。

第三に、文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定することとしております。また、都道府県及び市町村は、国の計画を基本として、その地域における計画を策定するよう努めることとしております。

第四に、学校教育の情報化の推進に関する基本的施策として、デジタル教材等の開発及び普及の促進、適切な内容のデジタル教材をデジタル教科書として使用するための教科書制度の見直し、障害のある児童生徒の教育環境の整備等の施策を講ずることとしております。

最後に、本案は、公布の日から施行することとしております。

以上が本案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(上野通子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子でございます。

ICT機器を活用して子供たちの学びを充実させていくことは大切な取組です。本法案は、学校でのICT環境整備を進めるものであり、賛同できるものであるということを初めに述べた上で、以下、質問をしたいと思います。

まず、提案者に伺いたいと思います。

昨年、デジタル教科書をめぐっての質疑の中でも、私は、コンピューター、無線LANなど、ハード、ソフト、ネットワークといったICT環境そのものが地方自治体間、学校間で格差があるということを指摘しまして、自治体任せにしないで国として取組を進めるべきだと指摘をしたところ

でありました。

本法案で、地方間、学校間で格差を生まないよう国として学校ICT環境の整備を進めていく、そういうことでよろしいでしょうか。提案者、お願いいたします。

○衆議院議員(高井崇志君) 吉良委員にお答えをいたします。

本法案では、基本理念として、第三条第三項において、学校教育の情報化の推進は、全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ひとしく学校教育の情報化の恵沢を享受できるよう行わなければならないと規定しておりまして、委員御指摘のとおり、地方間、学校間で格差を生まないようICT環境の整備が進められるべきと考えております。

また、法案第十五条では、国が学校におけるICTの活用のための環境の整備に必要な施策を講ずべきことを規定しておりまして、国として情報通信機器の導入を始めとする環境の整備を推進していくこととなると考えております。

○吉良よし子君 是非、地方間、学校間での格差を生まないように努力をしていただきたいということを重ねて申し上げたいと思います。

また、同じく昨年の質疑では、デジタル教科書の利用について様々な意見がある中で、その効果があるというものもある一方で、子供たちの心身、健康面への影響に対する懸念もあるということが議論されたと思っております。

タブレットPCを使うことに邁進する余り、筆記具を用いて実際に手で書くこと、若しくは声を出して文章を読むといった活動、軽視することがあつてはならない、タブレットPCの活用については、それが最もふさわしい場面を活用することが大切であることだと思えます。その最もふさわしい場面の判断というのは、まさに日々その教育に当たっている教師、そして学校現場の判断が優先されるべきものだと思えますが、改めて提案者に伺いたいと思います。

このICTの活用に当たっては、学校現場の自主性を阻害しないように配慮すること、これは何よりも重要だと考えますが、その点いかがでしょうか。

○衆議院議員(城井崇君) 学校におけるICT活用の推進については、政府の教育振興基本計画でも言及され、これに基づいて、各地方自治体においてその地域の実情に応じて進められているところでございます。学校現場の自主性を阻害しないように配慮することが重要であることは御指摘のとおりであります。

本法案でも、委員御指摘の趣旨から、第八条第三項において、学校教育の情報化の推進に関する計画は教育振興基本計画との調和を保つこととしてしております。

○吉良よし子君 是非とも、自主性を阻害しない、学校現場の自主性を何よりも最大限重視していただきたいと思っております。

また、このICT教育を進めるに当たって、ICT機器、ネットワークの整備といったハード面の整備がそもそも進んでいないということは本場に課題なんですけれども、それらが、じゃ、導入されればそこで終わりというわけでもないと思うわけです。

機器やネットワークを導入、整備した後も、学校現場では、その機器の保守、整備など、継続的なメンテナンスなどもある手の掛かる業務が働き方改革を進めるべき学校現場で逆に増えてしまうといった懸念もあるわけです。全国の中でICT教育が進んでいるとされる東京でも、一斉に生徒たちが電源を入れることによって、ダウンロードしようとした瞬間にフリーズしてしまつて、使っている途中で突然フリーズしてしまつて、もう授業そのものが止まつてしまつてといった事態があるという話もこの間聞いてきたところでもあります。

こうした問題も踏まえますと、導入の時点の、導入だけではなくて、機器の保守、整備を行う、また、その授業の中でちゃんと円滑にICT活用

できるような環境を整えるためには、やつぱり現場にこうしたICT機器等に精通した方々がいるということが何より大事だと思います。この際、ICT支援員という配置をこの間、文科省が進めると聞いておるわけですが、一方で、文科省の調べでは、そのICT支援員というのは全国で約二千八百人にどまつているという話も聞いているわけです。

大臣、ICT機器の導入と併せてこのICT支援員の配置、もっと進めるべきだと考えますが、その点についてお願いいたします。

○国務大臣(柴山昌彦君) 委員御指摘のとおり、学校においてICT機器を円滑に活用できるよう、教員等に対してICT活用をサポートするICT支援員の配置を進めることは重要であります。

このICT支援員の配置に係る所要の経費については、四校に一人の割合を前提とした地方財政措置が講じられているところでありまして、文部科学省といたしましては、この経費を活用して円滑に配置がなされるよう、各自治体に対し、ICT支援員の必要性や具体的な役割などについて情報提供を行っているところでございます。

今後とも、学校におけるICT活用のため必要な支援員の配置がなされるよう、自治体に対して様々な手段で地方財政措置の積極的な活用を促していきたいと考えております。

○吉良よし子君 進めていくことでした。いずれにいたしましても、ICT環境の格差を是正すること、それから学校現場の自主性を大切にする、そして授業そのものが本場にICTを使うことによって効果的に促されるように是非これからも努力を続けていただきたいということを中心に申し上げます、私の質問を終わります。

○委員長(上野通子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

す。
学校教育の情報化の推進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上野通子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上野通子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野通子君) 日本語教育の推進に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院文部科学委員長代理中川正春さんから趣旨説明を聴取いたします。中川衆議院文部科学委員長代理。

○衆議院議員(中川正春君) ただいま議題となりました日本語教育の推進に関する法律案につきまして、その提案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

我が国で学び、働きながら生活を営んでいる外国人の数は年々増加しており、法務省の調査によると、昨年末の時点における在留外国人の数は、過去最高の約二百七十三万人となりました。

一方で、現在、我が国に居住する外国人が日本語を学ぶ環境は必ずしも十分整備されているとは言いがたい状況にあります。日本語を十分に理解できないことから、学校や就労する企業、あるいは地域社会に溶け込むことができず、日常生活や社会生活に支障を来すことが懸念されるところです。

このような状況を踏まえれば、国内における日本語教育を推進することにより、我が国に居住する外国人が日常生活や社会生活を国民とともに円滑に営むことができる環境を整備することは、我が国にとって喫緊の課題となっているものと考え

ます。また、海外における日本語教育の推進は、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であります。

そこで、本案は、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを旨とし、日本語教育の推進に關し、基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするほか、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならないこと等を基本理念とすることとしております。

第二に、国及び地方公共団体は、日本語教育の推進に関する施策の策定及び実施についての責務を有することとともに、外国人等を雇用する事業主は、その雇用する外国人等及びその家族に對して、日本語学習に関する支援を行うよう努めることとしております。

第三に、政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるとともに、地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることとしております。

第四に、国は、基本的施策として、国内における日本語教育の機会の拡充、海外における日本語教育の機会の拡充、日本語教育の水準の維持向上、日本語教育に関する調査研究等必要な施策を講ずることとしております。

第五に、政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図る

ため、日本語教育推進会議を設けることとしております。

最後に、本案は、公布の日から施行するとともに、国は、日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(上野通子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。本法案は、国内外の多様な文化を尊重しながら暮らししていく上で欠くことのできない日本語教育の推進を行っていくこととするものであり、我が党は賛成するものですが、その上で、以下、法案に関わって質問したいと思ひます。

まず、提案者に伺いたいと思ひます。本法案は、日本に居住する児童生徒を含む外国人に對し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育の機会を最大限確保し、その水準の維持向上を図ろうとするものだ。その立場に立てば、多くの外国籍あるいは外国につながる人を持つ人が通っている夜間中学において日本語教育の機会を最大限確保することや、夜間中学で行われる日本語教育の水準の維持向上もまた必要と考えるわけですが、提案者のお考えを伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(馳浩君) お答えいたします。夜間中学においても日本語教育の機会の確保や水準の維持向上が必要であることは、委員御指摘のとおりであります。本法案では、第十二条第一項において、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずることとしており、ここには、まさに国籍、学齢を問わ

ず、夜間中学に通う生徒も対象に含まれるものと考えております。加えて、第三章第三節においては、広く日本語教育の水準の維持向上等を図るために必要な施策について定めており、夜間中学における日本語教育についても、当然にその対象として想定されております。

また、平成二十八年に制定された教育機会確保法では、その基本理念において、国籍等に関わりなく、能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その教育水準の維持向上が図られるようにすることが定められており、本法案と教育機会確保法とが相まって、夜間中学における日本語教育の機会の確保と水準の維持向上が図られることが期待されております。

具体的に申し上げますと、夜間中学において日本語教育をしっかりと行っているということの周知、広報の必要性、また日本語教育をするための教職員の配置や専門的な研修、更に申し上げますと、日本語教育を推進するための教材の開発、配布、提供などが検討されるべきと提案者として考えております。

○吉良よし子君 日本語教育の推進のためには、夜間中学の役割は本当に重要だというお話だったと思ひます。

その上で、文科省の調べによりますと、全国の夜間中学の数というのは現在三十一校と。今年から二校が新たに開校というわけですが、やはり文科大臣、本法案に基づいて、この夜間中学の全都道府県での開設、そしてその夜間中学での日本語教育の充実、図っていくことはますます重要になっていくと考えますが、その点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 委員が御指摘のとおり、夜間中学に通う生徒の八割、約八割は外国人となっておりまして、この夜間中学が、我が国、本国において義務教育を修了できなかった方々に對して教育を受ける機会を実質的に保障する重要な役割を果たしております。

文部科学省といたしましては、第三期教育振興

基本計画などを踏まえ、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるように促進をしているところがあります。今委員から御紹介をいただいたとおり、今年四月には川口市と松戸市に新たに開校し、複数の自治体においても設置に向けた検討が具体化しておりますけれども、現時点においては、全国九都府県二十七市区、三十三校の設置にとまっております。

それから、いわゆる教育機会確保法の第十五条では、就学機会の提供等に係る事務について連絡調整等を行う協議会を組織することになっておりますけれども、今年の五月時点で本条に基づき都道府県知事や市町村長などをメンバーとする協議会は一つも組織されておられません。ちなみに、これに類する検討組織は十七道府県において設置されているということでもあります。

こういった状況を踏まえて、この教育機会確保法の附則に基づき、施行後三年以内の法の施行状況について検討する夜間中学に関する有識者会議が先月開催されました。そちらで、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市における夜間中学の設置の促進、あるいは夜間中学への日本語教師などの外部人材の活用、協議会の設置の促進などの考え方が示されました。

文部科学省では、この有識者会議での検討結果を踏まえて、引き続き、夜間中学の設置促進、教育活動の充実に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○吉良よし子君 大臣から詳しい現状の御報告もありました。また、全都道府県含めて開設進めていくという御答弁もありましたので、是非その立場で進めていただきたいと思います。

また、提案者から先ほど、夜間中学での日本語教育の充実ということでは、教員の配置も大事であるというお話もありました。

全国夜間中学研究会が調べた結果によれば、教員の配置状況については、現状、かなりばらつきがあると。東京の場合は、全学年で四十名とか百名の生徒がいることから、専任と兼任教員合わせ

て十名前後配置されているのに対して、東京以外の場合は専任教員の配置が三名から四名程度にとどまっているというのが現状だと聞いています。生徒の人数状況だけで見れば手厚いかもしいないというふうに聞こえるかもしれないんですが、しかし、例えば全校生徒二十一名で七割超えが外国籍の生徒で占められているというある夜間中学の例を聞きますと、教科の授業を進めるためには、教員数の関係で二から四クラスをつくるのが精いっぱいであるところ、日本語の理解度によつては一クラスの中で複数の教材を準備しないと教科の授業そのものが進められないということもあると。必要に応じて個別指導も実施しているし、そのほか体育、技術・家庭科、美術などは合同の授業、全員そろってやるしかないなどの実情があるわけでして、夜間中学の教員、本務である教科教育に併せて日本語教育や生徒たちの生活支援、また、そのほか本務の教科以外の教科の指導も含めてやらなければならない現状にあると。

この一人一人にきめ細かい対応をしなければならぬ現状や教育内容を踏まえれば、この夜間中学の専任教員の増員というのも待ったなしだと思うわけですが、文科大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 特別の教育課程を編成して日本語指導を行ったり、地域の日本語教師と連携したりという取組を、夜間中学、行っております。文部科学省といたしましては、夜間中学に携わる教職員等を対象とした日本語指導に関する研修会を開催いたしました。今年度も引き続きこうした研修会を開催する予定であります。そして、今人材の充実ということについて御指摘をいただきました。公立の夜間学級、いわゆる夜間中学が置かれる中学校において、習熟度別授業など生徒の学習指導等のために加配を活用するということが可能であります。

具体的には、基礎定数と別に児童生徒支援加配、これについて、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会の判断によつて、夜間学級が置

かれる中学校が習熟度別授業などを行う際に加配教員を置くということで活用されます。そして、この加配定数とは別に基礎定数についても、夜間学級を分校に開設する場合には、本校に夜間学級を開設するよりも多くの教職員定数が算定されるという場合もあり得ます。

さらに、教員定数の活用に加えて、日本語指導補助者や母語支援員を始めとする専門人材の配置を促進するなどして、夜間中学における日本語指導の充実に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○吉良よし子君 是非、専任教員の増員ということも強く求めて、本法案の成立を機に進めていただきたいということを強く申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(上野通子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

日本語教育の推進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上野通子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上野通子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校教育の情報化の推進に関する法律案
(衆)

一、日本語教育の推進に関する法律案(衆)

学校教育の情報化の推進に関する法律案
学校教育の情報化の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 学校教育情報化推進計画等(第八条・第九条)

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策(第十条―第二十一条)

第四章 学校教育情報化推進会議(第二十二条) 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となつていくことに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。

2 この法律において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育(情報及び情報手段(電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理又は情報の流通のための手段を

学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じてその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講

ずるものとする。

(個人情報保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

第二十二条 政府は、関係行政機関(文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。)相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本語教育の推進に関する法律案
日本語教育の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 基本方針等(第十条・第十一条)

第三章 基本的施策

第一節 国内における日本語教育の機会の拡充(第十二条―第十七条)

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充(第十八条・第十九条)

第三節 日本語教育の水準の維持向上等(第二十―第二十三条)

第四節 日本語教育に関する調査研究等(第二十四条・第二十五条)

第五節 地方公共団体の施策(第二十六条)

第四章 日本語教育推進会議等(第二十七条・第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資

するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

2 この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動(外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

2 日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

3 日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

4 日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

5 日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

6 日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

7 日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期(満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。)に

ある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第六条 外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習(日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。)の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

(連携の強化)

第七条 国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関(日本語教育を行う学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百二十四条に規定する各種学校をいう。)を含む。以下同じ。)、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第九条 政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
(地方公共団体の基本的な方針)

第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策
第一節 国内における日本語教育の機会の拡充

(外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育)

第十二条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。)(の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(外国人留学生等に対する日本語教育)

第十三条 国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する者及び日本の国籍を有する者であつて我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。)(であつて日本語を理解し、使用する能力(以下「日本語能力」という。)を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人留学生等(大学及び大学院に在学する者を除く。)であつて日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

する職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(外国人等である被用者等に対する日本語教育)

第十四条 国は、事業主がその雇用する外国人等(次項に規定する技能実習生を除く。)(に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

2 国は、事業主等が技能実習生(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて在留する者をいう。)(に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

3 国は、定住者等(出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもつて在留する者をいう。)(が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(難民に対する日本語教育)

第十五条 国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第二項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護されていた外国人であつて政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れられたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における日本語教育)

第十六条 国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室(専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。)(の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に

従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十七条 国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 海外における日本語教育の機会の拡充

（海外における外国人等に対する日本語教育）

第十八条 国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができきるものを含む）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、外国人等であつて我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができよう、必要な施策を講ずるものとする。

（海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育）

第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 日本語教育の水準の維持向上等

（日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上）

第二十条 国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育課程の編成に係る指針の策定等）

第二十二条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語能力の評価）

第二十三条 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 日本語教育に関する調査研究等

第二十四条 国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む）、効果

的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に関する情報の提供等）

第二十五条 国は、外国人等が日本語教育に関し必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 地方公共団体の施策

第二十六条 地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章 日本語教育推進会議等

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によつて構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条 地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であつて日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二 外国人留學生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

三 日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方